

# 特定健康診査等の実施状況に関する結果の報告 (令和6年度実施分の報告) についてのQ&A

分析評価部統計情報課

## 目次

### ■ 令和7年度変更点

- Q1 令和6年度実施分（令和7年度報告分）の報告について、何か変更点がありますか？

### ■ 報告対象

- Q2 年度途中に加入又は脱退した異動者は報告対象となりますか？
- Q3 海外に居住している人は報告対象となりますか？
- Q4 令和6年4月2日以降に新設した保険者は実績報告の対象になりますか？
- Q5 特定保健指導が完了していない場合は翌年度に報告してもいいですか？
- Q6 令和5年度実施分の特定健診に紐づく特定保健指導を報告する場合の注意点がありますか？
- Q7 モデル実施の報告が令和6年11月に間に合わなかったため、令和7年11月に報告できますか？
- Q8 特定健診の随時提出をした場合、実績報告は不要ですか？

### ■ チェック条件・エラー

- Q9 外国人の氏名はどのように記録すればいいですか？
- Q10 「健診実施機関名称」は必須項目ですか？
- Q11 「住所」は必須項目ですか？
- Q12 尿検査に関する項目（「尿糖」、「尿蛋白」）で4+以上の結果が出た場合、実績報告時はどのように記録すればいいですか？
- Q13 質問項目18「お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。」に対し、「⑦やめた」または「⑧飲まない(飲めない)」と回答した場合、質問項目19「飲酒日の1日あたりの飲酒量」は、どのように回答すればいいですか？
- Q14 腹囲を測定できなかった場合はどのように記録すればいいですか？

## ■ チェック条件・エラー

- Q15 実施区分コードを「3（国（支払基金）への実施結果報告（匿名化済））」で記録することはありますか？
- Q16 「ファイル作成機関名称」について、健康保険組合の名称が長くて入りません。
- Q17 受付エラーが発生した場合の対応方法は？
- Q18 実績報告データはどのようなファイル構成で作成すればいいですか？

## ■ 資格確認関係

- Q19 資格確認はどのように行っていますか？
- Q20 資格確認結果連絡書の「資格情報が存在しません」とは？
- Q21 中間サーバーの情報を修正（追加・訂正）しましたが、マイナポータルで確認可能となるのでしょうか？
- Q22 実績報告後、マイナポータルでの確認はいつ頃可能になるのでしょうか？
- Q23 資格確認結果連絡書が届きましたが、実績報告は終わっていないのですか？
- Q24 当健保組合は支部がありますが、XMLファイルに記録する保険者番号の記録方法がわかりません。

## ■ 再提出方法

- Q25 実績報告データの再提出又は差し替え方法がわかりません。

## ■ オンライン関係

- Q26 特定健診・保健指導システムの使い方がわかりません。
- Q27 オンラインで送信するにあたってデータの暗号化は必要ですか？
- Q28 オンラインでの提出に変更する方法がわかりません。
- Q29 オンラインでの提出に変更する際、届出の提出期限はいつですか？手続きにはどの程度時間がかかりますか？
- Q30 特定健診・保健指導システムのログインID・パスワードがわからなくなりました。
- Q31 提出形態を媒体→オンラインへ変更した場合のメリットは？

## ■ その他

- Q32 暗号化ソフトのバージョンの確認方法は？
- Q33 各種届出の様式はどこにありますか？
- Q34 実績報告に関する資料はありますか？
- Q35 操作手順書はどこにありますか？

## 令和7年度変更点

Q1 令和6年度実施分（令和7年度報告分）について、何か変更点がありますか？

A 1-1 血液検査において中性脂肪が「空腹時中性脂肪」と「随時中性脂肪」に区別されるようになりました。

そのため、採血時間（食後）と血糖検査、中性脂肪検査の相関関係にご注意ください。  
また、**採血時間（食後）の記録が必須**になっている点にもご注意ください。

○採血時間（食後）が「2：食後10時間以上」の場合

⇒「**空腹時**血糖の記録あり」「**空腹時**中性脂肪の記録あり」である必要があります。

○採血時間（食後）が「3：食後3.5時間以上10時間未満」の場合

⇒「**随時**血糖の記録あり」「**随時**中性脂肪の記録あり」である必要があります。

○採血時間（食後）が「4：食後3.5時間未満」の場合

⇒「血糖の記録**なし**」「**随時**中性脂肪の記録あり」である必要があります。

**以下の条件に合致しない場合エラーとなります。（L2401）**

| 採血時間のコード値         | 血糖検査の記録有無※ | 中性脂肪検査の記録有無 |
|-------------------|------------|-------------|
| 2：食後10時間以上        | 空腹時血糖記録あり  | 空腹時中性脂肪記録あり |
| 3：食後3.5時間以上10時間未満 | 随時血糖記録あり   | 随時中性脂肪記録あり  |
| 4：食後3.5時間未満       | 記録なし       | 随時中性脂肪記録あり  |

※ 血糖検査の記録有無は、HbA1cの記録が未実施以外で存在する場合にはエラー対象外です。

## 令和7年度変更点

Q1 令和6年度実施分（令和7年度報告分）について、何か変更点がありますか？

A 1-2 尿検査(尿糖・尿蛋白)が測定不可能または未実施の場合※、「測定不可能・検査未実施の理由」欄に省略せざるを得なかった理由の記録が必要になりました。

また、尿検査未実施理由と尿糖、尿蛋白の検査結果の相関関係にご注意ください。

※生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有している者に限る。

○「測定不可能・検査未実施の理由」が未実施または測定不可能で**存在する場合**

⇒「尿糖」「尿蛋白」それぞれの中に1つ以上項目が存在する、かつ、「尿糖」または「尿蛋白」の中に1つ以上未実施又は測定不能が存在する必要があります。

○「測定不可能・検査未実施の理由」が**存在しない場合**

⇒「尿糖」「尿蛋白」それぞれの中に1つ以上項目が存在する、かつ、「尿糖」または「尿蛋白」の中に未実施または測定不能が存在しない必要があります。

**以下の条件に合致しない場合エラーとなります。（L2432）**

| 測定不可能・検査未実施の理由の<br>記録有無 | 尿糖の<br>記録有無 | 尿蛋白の<br>記録有無 |
|-------------------------|-------------|--------------|
| 測定不可能・検査未実施の理由：あり       | 記録あり        | なし           |
|                         | なし          | 記録あり         |
|                         | なし          | なし           |
| 測定不可能・検査未実施の理由：なし       | 記録あり        | 記録あり         |

記録あり：尿糖および尿蛋白の項目値にコード値（1～5）が記録されている

なし：測定不可能または未実施の場合

## 令和7年度変更点

Q1 令和6年度実施分（令和7年度報告分）について、何か変更点がありますか？

A 1-3 特定健診受診後に服薬を開始したことが確認された場合について、特定保健指導対象者数から除くことが可能になりました。  
なお、服薬を開始しても、継続して特定保健指導を実施した場合には、これまで同様に分母、分子に含めることが可能です。

Q1 令和6年度実施分（令和7年度報告分）について、何か変更点がありますか？

A 1-4 初回面接の面接において、分割実施の条件が緩和されました。  
健康意識が高まっている時に受診者に働きかけることを目的とし、全ての検査結果が判明しない場合でも、特定健康診査実施日から**1週間以内**であれば初回面接の分割実施（初回面接1回目）として取り扱うことが可能となりました。

Q1 令和6年度実施分（令和7年度報告分）について、何か変更点がありますか？

A 1-5 特定保健指導について、「実績評価ができない場合の確認回数」のチェック条件が変更されたため、**「2」以上の記録が必要**になりました。  
※特定保健指導（積極的支援・動機付け支援）の終了者数については、度重なる連絡にも応答が無く未実施の場合も完了とみなすことが可能です。

## 令和7年度変更点

Q1 令和6年度実施分（令和7年度報告分）について、何か変更点がありますか？

A1-6 特定保健指導の実績評価項目に、アウトカム評価が追加されました。  
プロセス評価は時間に比例したポイントから介入1回ごとの評価への変更、健診後早期の介入に対する評価が加わりました。

### 変更前

|        |                   |         |                                           |
|--------|-------------------|---------|-------------------------------------------|
| プロセス評価 | （積極的関与タイプ）<br>支援A | 個別支援    | ・ 5分間を1単位（20p）<br>・ 支援1回当たりの算定上限 = 120p   |
|        |                   | グループ支援  | ・ 10分間を1単位（10p）<br>・ 支援1回当たりの算定上限 = 120p  |
|        |                   | 電話支援    | ・ 5分間の会話を1単位（15p）<br>・ 支援1回当たりの算定上限 = 60p |
|        |                   | 電子メール支援 | ・ 40P/往復                                  |
|        | （励ましタイプ）<br>支援B   | 個別支援    | ・ 5分間を1単位（10p）<br>・ 支援1回当たりの算定上限 = 20p    |
|        |                   | 電話支援    | ・ 5分間の会話を1単位（10p）<br>・ 支援1回当たりの算定上限 = 20p |
|        |                   | 電子メール支援 | ・ 5P/往復                                   |
|        |                   |         |                                           |

### 変更後

|         |          |                            |        |
|---------|----------|----------------------------|--------|
| アウトカム評価 |          | 腹囲2.0cm以上かつ<br>体重2.0kg以上減少 | 180P   |
|         |          | 腹囲1.0cm以上かつ<br>体重1.0kg以上減少 | 20P    |
|         |          | 食習慣の改善                     | 20P    |
|         |          | 運動習慣の改善                    | 20P    |
|         |          | 喫煙習慣の改善（禁煙）                | 30P    |
|         |          | 休養習慣の改善                    | 20P    |
|         |          | その他の生活習慣の改善                | 20P    |
| プロセス評価  | 支援<br>種別 | 個別支援                       | 70P/回  |
|         |          | グループ支援                     | 70P/回  |
|         |          | 電話                         | 30P/回  |
|         |          | 電子メール等                     | 30P/往復 |
|         | 早期<br>実施 | 健診当日の初回面接                  | 20P    |
|         |          | 健診後1週間以内の初回面接              | 10P    |



## 報告対象

Q2 年度途中に加入又は脱退した異動者は報告対象となりますか？

A2 **報告対象外**となります。

Q3 海外に居住している人は報告対象となりますか？

A3 **報告対象外**となります。

なお、報告対象外となる者については、『特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者』（厚生労働省告示第三号）に次のように定められています。

- 一 妊産婦
- 二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
- 三 国内に住所を有しない者
- 四 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
- 五 病院又は診療所に 6 月以上継続して入院している者
- 六 高齢者の医療の確保に関する法律等に定める施設入所者

Q4 令和6年4月2日以降に新設した保険者は実績報告の対象になりますか？

A4 今年度は**報告対象外**となります。

## 報告対象

Q5 特定保健指導が完了していない場合は翌年度に報告してもいいですか？

A5 報告期限までに完了できなかった場合は翌年度であれば報告に含めることが可能です。  
なお、当該者については、同一年度の報告において複数の報告が認められないことに注意してください。

Q6 令和5年度実施分の特定健診に紐づく特定保健指導を報告する場合の注意点はありますか？

A6 令和6年度より第4期特定健康診査・特定保健指導が開始になっていることから、電子的な標準様式の仕様が異なることにご注意ください。  
なお、提出用アーカイブファイルは年度を跨いだ報告と分けずに作成してください。

Q7 モデル実施の報告が令和6年11月に間に合わなかったため、令和7年11月に報告できますか？

A7 モデル実施は令和6年11月までに実績報告書を提出する必要があったため、モデル実施としての報告はできません。令和7年11月の法定報告では、積極的支援として実施、報告を行ってください。

Q8 特定健診の随時提出※をした場合、実績報告は不要ですか？

A8 随時提出はマイナポータルで本人等による確認を可能とするための仕組みであるため、すでに随時提出した加入者のデータについても、実績報告が必要です。

※マイナポータルでの特定健診情報及び40歳未満の事業者健診情報の本人確認等を可能とするため、保険者から随時提出される健診情報の受付や点検処理を行い、オンライン資格確認等システムへ連携する業務を行っています。

## チェック条件・エラー

Q9 外国人の氏名はどのように記録すればいいですか？

A9 **全角カタカナ**で記録してください。  
また、文字コードはUTF-8を使用願います。「ー」や「・」がエラーとなることが多いため、ご留意願います。

Q10 「健診実施機関名称」は必須項目ですか？

A10 令和2年度実施分（令和3年度報告分）より必須項目となっています。

Q11 「住所」は必須項目ですか？

A11 令和2年度実施分（令和3年度報告分）より特定健診情報ファイルにおいて必須項目となっています。  
原則、**特定健康診査を受診した時点での住所地**を記録してください。

## チェック条件・エラー

Q12 尿検査に関する項目（「尿糖」、「尿蛋白」）で4+以上の結果が出た場合、実績報告時はどうのように記録すればいいですか？

A12 「5:+++」で記録してください。  
(厚生労働省\_第4期期特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集> 1.特定健康診査について\_問2を参照)

Q13 質問項目18「お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。」に対し、「⑦やめた」または「⑧飲まない(飲めない)」と回答した場合、質問項目19「飲酒日の1日あたりの飲酒量」は、どのように回答すればいいですか？

A13 質問項目18を「⑦やめた」「⑧飲まない(飲めない)」と回答した場合、質問項目19は回答不要です。  
(厚生労働省\_第4期期特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集> 1.特定健康診査について\_問4を参照)

Q14 腹囲を測定できなかった場合はどのように記録すればいいですか？

A14 測定不能の場合はデータが存在しないことを意味する「NI」で記録してください。  
なお、以下のいずれかに該当する者で、医師が必要でないとする場合のみ省略可能です。  
・妊娠中の女性そのほかの者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断された者  
・BMIが20未満である者  
・自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）

## チェック条件・エラー

Q15 実施区分コードを「3（国（支払基金）への実施結果報告（匿名化済））」で記録すること  
はありますか？

A15 令和3年度より匿名化が不要になったため、**実施区分コード「5（国（支払基金）への実績結  
果報告（匿名化前）」**で記録し報告願います。

Q16 「ファイル作成機関名称」について、健康保険組合の名称が長くて入りません。

A16 「ファイル作成機関名称」は最大20文字まで記録可能であるため、どちらの健康保険組合で  
あるか判断可能な範囲で省略いただくようお願いします。  
（例：健康保険組合→健保組合、末尾を省略する等）

Q17 受付エラーが発生した場合の対応方法は？

A17 エラー箇所を訂正の上、再度、**全件の再提出**をお願いします。

（参考）支払基金ホームページ（<https://www.ssk.or.jp/>）

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務

⇒実績報告・随時提出をされる保険者の方

⇒**特定健診・特定保健指導収集システム エラーコード表**

## チェック条件・エラー

Q18 実績報告データはどのようなファイル構成で作成すればいいですか？

A18 以下のファイル構成で作成願います（電子媒体による提出の場合は要暗号化）。  
なお、実績報告データの提出の際、項目抽出ツール使用時のエラーログをzipファイルに格納されるケースが散見されます。エラーの原因となりますので、厚生労働省の定める仕様(※)以外のファイルを格納しないようご留意願います。

(例) 保険者番号「12345678」の場合のアーカイブ仕様

 12345678\_94899010\_202200001\_5.zip

└─  12345678\_94899010\_202200001\_5 …… ルートフォルダ

└─  aix08\_V08.xml …… 交換用基本情報ファイル

└─  CHECKUP …… 特定健診情報ファイルフォルダ

└─  GUIDANCE …… 特定保健指導情報ファイルフォルダ

└─  SUMARRY …… 集計情報ファイルフォルダ

└─  XSD …… スキーマファイルフォルダ

「err.log」「result.txt」  
「ERR\_FILE」等の仕様でない  
ファイルは格納しないでください

※「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和6年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」（令和5年3月31日保発0331第4号）  
（令和5年7月31日一部改正保発0731第10号）」  
「特定健診・特定保健指導の電子的な標準様式提出用データアーカイブ仕様（支払基金への実績報告用）Version4」

## 資格確認関係

Q19 資格確認はどのように行っていますか？

A19 実績報告データに記録された①保険者番号、②記号、③番号、④枝番、⑤生年月日をもって中間サーバーに登録された加入者情報と照合を行っています。

Q20 資格確認結果連絡書の「資格情報が存在しません」とはなんですか？

A20 提出された実績報告データと加入者情報が一致しない場合に生じるエラーとなります。主な原因としては以下のとおりです。

- 中間サーバーへの加入者情報（マイナンバー含む）の登録もれ

- 実績報告データと中間サーバーに登録されている加入者情報の記録方法が不一致

例：「10」≠「000010」（前にゼロ入力）

「10」≠「\_10」（前にスペース入力）

なお、『資格確認結果連絡書』が発行されている場合でも、『特定健診・特定保健指導実績報告データ受領書』が発行されていれば、実績報告は完了しています。

Q21 中間サーバーの情報を修正（追加・訂正）しましたが、マイナポータルで確認可能となるのでしょうか？

A21 中間サーバーの情報を修正するだけでは確認できません。保険者で使用しているシステムで資格情報を修正後、統合専用端末で中間サーバーに修正内容が反映しているかご確認※の上、次の2つの方法のいずれかにより対応をお願いします。

- 実績報告データを再提出する。

- オンラインによる随時提出により、資格確認エラーとなった対象者の健診結果を「閲覧用ファイル」として提出する。

※中間サーバーへの反映には期間を要する場合があります。



## 資格確認関係

Q22 実績報告後、マイナポータルでの確認はいつ頃可能になるのでしょうか？

A22 実績報告の受付処理及び資格確認チェックがエラーなく完了した場合、受付完了の翌営業日には確認が可能となります。（※他の保険者の提出状況・システムの利用状況により、前後する場合があります。）

Q23 資格確認結果連絡書が届きましたが、実績報告は終わっていないのですか？

A23 『特定健診・特定保健指導実績報告データ受領書』が発行されている場合、実績報告は終了しています。しかし、資格確認結果連絡書に記載されているデータについては、オンライン資格確認等システムに連携されず、マイナポータルで確認等ができません。また、データヘルス計画における共通評価指標に算入されなくなるため、後期高齢者支援金の加算・減算制度の減算要件を満たさなくなる場合があります。訂正する場合は次の2つの方法があります。

- 資格が誤っているデータを修正し実績報告として再提出する。
- 対象データのみ別途「閲覧用ファイル」として随時提出（※オンラインによる提出の場合のみ利用可能）を行い、オンライン資格確認等システムへ登録する。

| 状況                                   |                                                                                                                                                                            | 対応方法                                                                                |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>マイナンバー未登録</b><br><b>中間サーバー未登録</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■報告対象者のマイナンバーが未収集又は未提出のため、中間サーバーに未登録</li> <li>■マイナンバーに誤登録がある</li> <li>■報告対象者が中間サーバーに未登録</li> </ul>                                  | <p>中間サーバーの記録を確認 → 中間サーバー登録又は中間サーバー修正 → <b>実績報告再提出又はオンラインによる随時提出</b></p>             |
| <b>報告データと中間サーバーの記録の不一致</b>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>■資格情報が不一致・未記録（<b>保険者番号・記号・番号・枝番・生年月日</b>）</li> <li>■記録方法が不一致<br/> 例1：「10」≠「000010」（前にゼロ入力）<br/> 例2：「10」≠「 10」（前にスペース入力） </li> </ul> | <p>中間サーバーの記録を確認 → 報告データを修正 → <b>実績報告再提出</b></p> <p>（正しい資格情報による実績報告の再提出をお願いします。）</p> |



## 資格確認関係

Q24 当組合は支部がありますが、XMLファイルに記録する保険者番号の記録方法がわかりません。

A24 保険者番号については、厚生労働省通知<sup>(※)</sup>より「**特定健診の受診者が加入している保険者の保険者番号を記録**」することとされています。

本部・支部等の組織となっている保険者は、後期高齢者支援金等を納付される保険者（本部）が他の保険者（支部）分も取りまとめて報告いただいておりますが、A組合が本部として取りまとめて提出する場合であっても、XMLファイルに記録する保険者番号は、**個々の受診者が加入する各組合の保険者番号を記録願います。**

以下の誤事例のように、加入されている保険者番号以外を記録すると、中間サーバーに記録している加入者情報と不一致となり、資格確認エラーの原因となります。この場合、オンライン資格確認等システムに連携されず、マイナポータルによる健診情報の本人確認等ができなくなるため、ご注意ください。

### 【例】A健保がA,B,C健保の実績報告データを取りまとめて提出する場合に記録する保険者番号のイメージ



※「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和6年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」（令和5年3月31日保発0331第4号）（令和5年7月31日一部改正保発0731第10号）」

## 再提出方法

Q25 実績報告データの再提出又は差し替え方法がわかりません。

A25 エラーの修正に伴う「再提出」や報告データの追加・削除等に伴う「差し替え」を行う必要が生じた場合は、次の方法で提出願います。

※差し替えが必要になった場合も提出期限は令和7年11月4日(火)です。

### ●オンラインによる提出

「特定健診・保健指導システム」の操作手順書を参照のうえ、当該システムで提出済の実績報告データを削除後、再度すべての実績報告データを提出願います。

### ●電子媒体による提出

「特定健診・特定保健指導実績報告データ電子媒体送付書」の提出種別「再提出分」又は「差し替え分」のいずれかに○をつけ、再度すべての実績報告データを提出願います。

社会保険診療報酬支払基金 留中

特定健診・特定保健指導実績報告データ電子媒体送付書

|                   |            |       |  |
|-------------------|------------|-------|--|
| 保険者番号             |            |       |  |
| 保険者名称             |            |       |  |
| 提出種別 <sup>※</sup> | 修正後再提出分    | 差し替え分 |  |
| 提出年月日             | 令和 年 月 日   |       |  |
| 媒体種別 <sup>※</sup> | DVD-R      | CD-R  |  |
| 媒体枚数              | 枚          |       |  |
| 所在地等              | 【住 所】<br>〒 |       |  |
|                   | 【電話番号】     |       |  |
|                   | 【内線番号】     |       |  |
|                   | 【所属部署】     |       |  |

「再提出」又は「差し替え分」の  
いずれかを選択してください

支払基金トップページ (<https://www.ssk.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務

⇒実績報告・随時提出される保険者の方

⇒提出用様式集

⇒特定健診・特定保健指導実績報告データ電子媒体送付書

## オンライン関係

Q26 特定健診・保健指導システムの使い方がわかりません。

A26 支払基金のホームページに「特定健診・保健指導システム操作手順書」を掲載していますのでご参照ください。

操作方法等でご不明な点は、ヘルプデスク（TEL:0120-109-957）にお問合せください。  
（【対応時間】9:00~17:00 土日祝、年末年始（12/29~1/3）を除く）

支払基金ホームページ（<https://www.ssk.or.jp/>）

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診関係業務

⇒2.特定健診・保健指導システム操作手順書

⇒[特定健診・保健指導システム操作手順書【初期設定】編<保険者用>](#)

[特定健診・保健指導システム操作手順書【運用】編<保険者用>](#)

Q27 オンラインで送信するにあたってデータの暗号化は必要ですか？

A27 オンライン提出の場合、暗号化は不要です。

## オンライン関係

Q28 オンラインでの提出に変更する方法がわかりません。(1/2)

A28 お手続きが必要となりますので、下記の届出を**毎月20日まで**にご提出願います。  
なお、レセプトのオンライン請求システムを利用している端末と同じ端末※で、特定健診・特定保健指導システムがご利用いただけます。  
※別の端末で利用する場合は、新たに電子証明書が必要となります。

○支払基金の費用決済代行業務を利用している場合

「**特定健診・特定保健指導に関する保険者変更届**」を**最寄りの支払基金審査委員会事務**へ提出願います。

○支払基金の費用決済代行業務を利用していない場合

「**オンラインによる健診等実績報告データ及び随時提出届出書**」を**支払基金本部事業統括部**へ提出願います。

支払基金での登録作業後、翌月10日頃にログインID・パスワードを送付いたします。

支払基金ホームページ (<https://www.ssk.or.jp/>)

⇒様式集

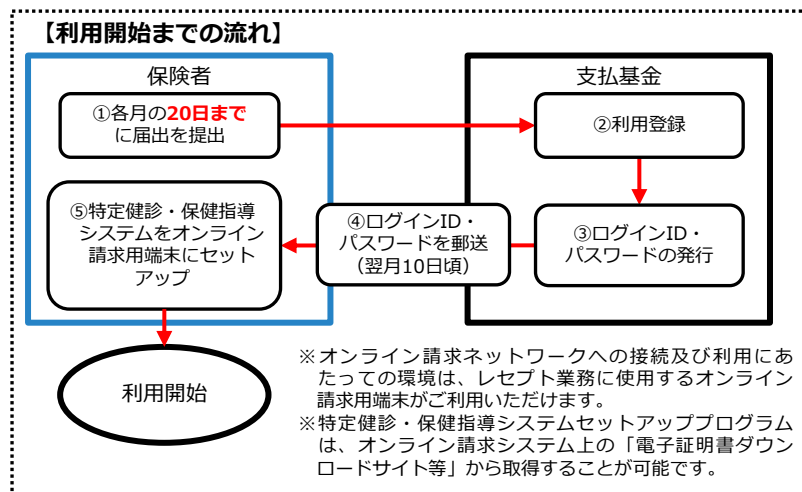
⇒保険者の方

⇒[7.特定健診・特定保健指導](#)

[特定健診・特定保健指導に関する保険者変更届](#)

[11.特定健康診査等の実施状況結果報告等](#)

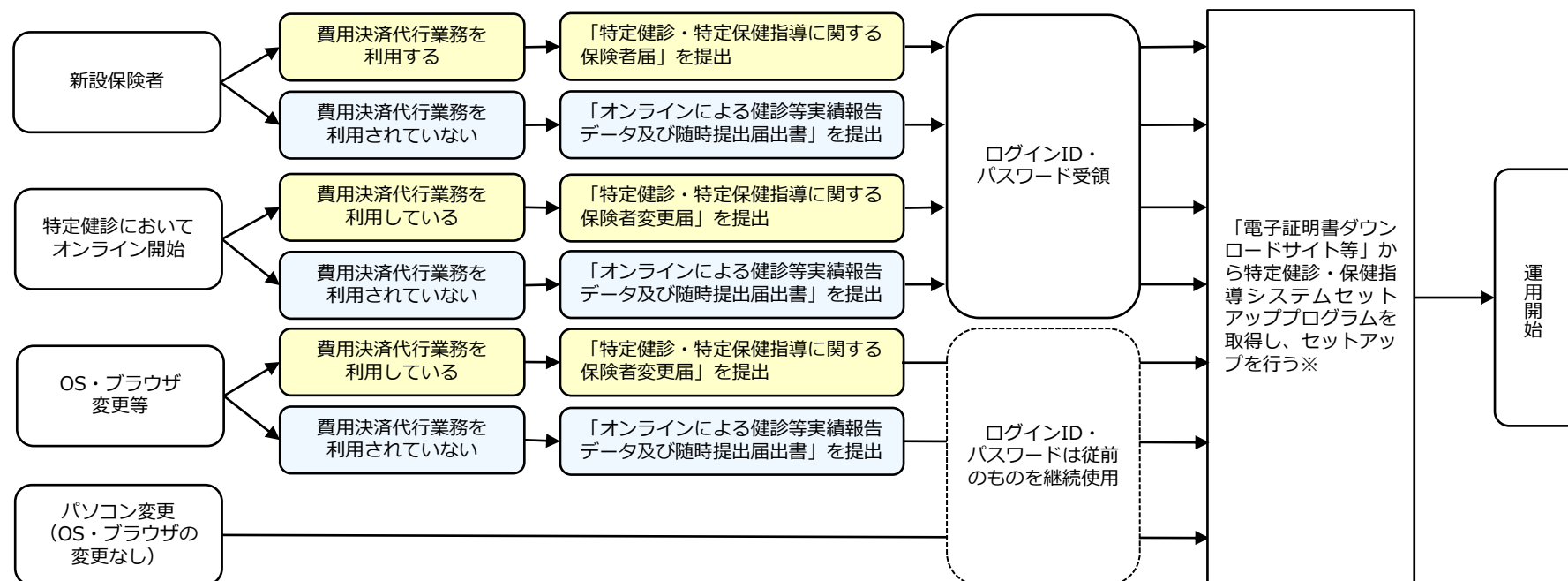
[オンラインによる健診等実績報告データ及び随時提出届出書](#)



## オンライン関係

Q28 オンラインでの提出に変更する方法がわかりません。(2/2)

A28 【オンライン提出を開始するまでのフロー図】



※特定健診・保健指導システムセットアッププログラムについては、下記の手順書を参照の上、「電子証明書ダウンロードサイト等」から取得してください。

支払基金ホームページ (<https://www.ssk.or.jp/>)

- ⇒オンライン資格確認・データヘルス等
- ⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務
- ⇒特定健診・保健指導システム（オンライン請求システム）関係
- ⇒1. 特定健診・保健指導システムセットアッププログラム
- ⇒[セットアップにあたって【ダウンロード版】](#)
- ⇒[特定健診・保健指導システムセットアップ手順書](#)

令和6年3月まで配布していた「特定健診・保健指導システムセットアップCD-ROM 令和4年3月版」はWindows11およびWindows Server2022に対応していません。

## オンライン関係

Q29 オンラインでの提出に変更する際、届出の提出期限はいつですか？手続きにはどの程度時間がかかりますか？

A29 届出の締切は毎月20日です。  
支払基金での登録作業後、ログインID・パスワードを翌月10日頃に発送します。特定健診・保健指導システムをセットアップしていただくことで、随時提出や実績報告の提出がすぐに利用できるようになります。なお、セットアップの手順については「[特定健診・保健指導システムのセットアップにあたって](#)」を参照願います。

Q30 特定健診・保健指導システムのログインID・パスワードがわからなくなりました。

A30 最寄りの支払基金審査委員会事務局へご連絡ください。ログインID・パスワードの初期化または再発行処理を行います。  
なお、ご連絡の前に初期パスワードが記載された下記の書類のうちいずれかがお手元にあるかどうかをご確認願います。

- 健診・保健指導ユーザ設定情報
- 健診・保健指導ユーザID・パスワード発行のお知らせ

初期パスワードが不明な場合は、支払基金にてID・パスワードの再発行を行います。



## オンライン関係

Q31 提出形態を媒体→オンラインへ変更した場合のメリットは？

A31 オンラインのメリットは以下のとおりです。是非、オンライン提出への変更をお願いします。

- 随時提出を行うことで、**加入者本人がマイナポータルで最新の健診情報を確認することが可能**になり、予防・健康づくりにつなげることができます。
- 特定健診情報の随時提出は、「**後期高齢者支援金の加算・減算制度**」の減算要件における**必須項目の1つ**となっています。
- 実績報告では、
  - ・提出ファイルの**暗号化と郵送作業が不要**になります。
  - ・**特定健診・特定保健指導実績報告データ受領書及び特定健診・特定保健指導実績報告受付エラー連絡書等の即時取得が可能**になります。
  - ・帳票PDFファイルのほか、**CSVファイルでも結果を還元**します。
- 特定健診情報の**保険者間引継ぎ機能が利用可能**になります。

| 機能                 | 電子媒体 | オンライン | オンラインのメリット                                   |
|--------------------|------|-------|----------------------------------------------|
| 特定健診・特定保健指導の実績報告   | ○    | ○     | ・ 実績報告の受付結果が即時取得可能<br>・ 帳票PDFファイル・CSVファイルを還元 |
| 特定健診情報の随時提出        | ×    | ○     | ・ 「後期高齢者支援金の加算・減算制度」の減算要件の必須項目               |
| 40歳未満の事業者健診情報の随時提出 | ×    | ○     |                                              |
| 特定健診情報の保険者間引継ぎ     | ×    | ○     |                                              |



## その他

Q32 暗号化ソフトのバージョンの確認方法は？

A32 暗号化ソフトを起動していただき、上部に「**Ver 2.0**」と記載されているかをご確認ください。記載がない場合は古いバージョンの暗号化ソフトであるため使用できません。

「健診等データ暗号化・復号化ソフトセットアップCD-ROM Ver.2.0(平成29年4月版または令和6年4月版)」をお持ちでない場合は、「**特定健診・特定保健指導実績報告データ暗号化ソフト請求書**」を支払基金本部分析評価部あて送付願います。

(送付先)

〒105-0004

東京都港区新橋2丁目1番地3号

社会保険診療報酬支払基金 分析評価部統計情報課

支払基金ホームページ (<https://www.ssk.or.jp/>)

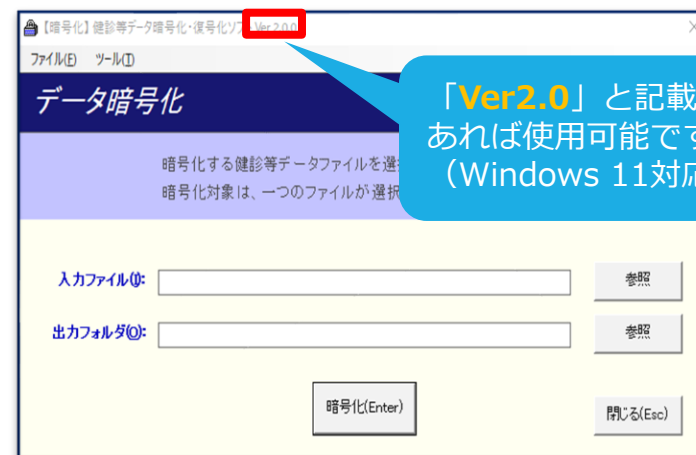
⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務

⇒実績報告・随時提出をされる保険者の方

⇒提出用様式集

⇒**特定健診・特定保健指導実績報告データ暗号化ソフト請求書**



## その他

Q33 各種届出の様式はどこにありますか？

A33 支払基金ホームページ上に掲載していますのでご参照願います。

支払基金ホームページ (<https://www.ssk.or.jp/>)

⇒様式集

⇒保険者の方

⇒**7.特定健診・特定保健指導**

・[特定健診・特定保健指導に関する保険者変更届](#)

**11.特定健康診査等の実施状況結果報告等**

・[特定健診・特定保健指導実績報告データ電子媒体送付書](#)

・[特定健診・特定保健指導実績報告データ暗号化ソフト請求書](#)

・[オンラインによる健診等実績報告データ及び随時提出届出書](#)

Q34 実績報告に関する資料はありますか？

A34 支払基金ホームページ上に掲載していますのでご確認願います。  
チェック条件や厚生労働省通知等も掲載していますので、ご参照ください。

支払基金ホームページ (<https://www.ssk.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務

⇒[実績報告・随時提出をされる保険者の方](#)

## その他

Q35 操作手順書はどこにありますか？

A35 支払基金ホームページ上に掲載していますのでご参照願います。

支払基金ホームページ (<https://www.ssk.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診関係業務

⇒2.特定健診・保健指導システム操作手順書

⇒[特定健診・保健指導システム操作手順書【初期設定】編<保険者用>](#)

[特定健診・保健指導システム操作手順書【運用】編<保険者用>](#)